

庁有車の交通事故の概要について

- 1 発生日時 令和6年9月6日（金）午前11時10分頃
- 2 発生場所 港区六本木一丁目7番
- 3 事故車両 庁有車（普通乗用自動車）
- 4 相手方 歩行者

5 事故の状況

職員が事業用大規模建築物の立入検査からみなとりサイクル清掃事務所へ庁有車で帰庁する途中、特別区道第1，128号線から特別区道第1，032号線に右折しようとして横断歩道に進入した際、庁有車の右側から横断してきた相手方歩行者に接触しました。

6 損害の状況

相手方が左肩骨折と膝に擦り傷を負いました。

職員にけがはなく、庁有車に損傷はありませんでした。

7 損害賠償額等

交渉中

8 事故再発防止等の対応

事故発生当日、庁有車を運転していた職員に運転中の安全確認の徹底について厳重に注意し、及び指導しました。また、みなとりサイクル清掃事務所の全職員に事故の概要を伝え、安全運転の徹底と再発防止を指示しました。

さらに、11月29日（金）に実施する秋の交通安全講習会において、事故を防止する安全行動について講義し、改めて注意喚起を行います。

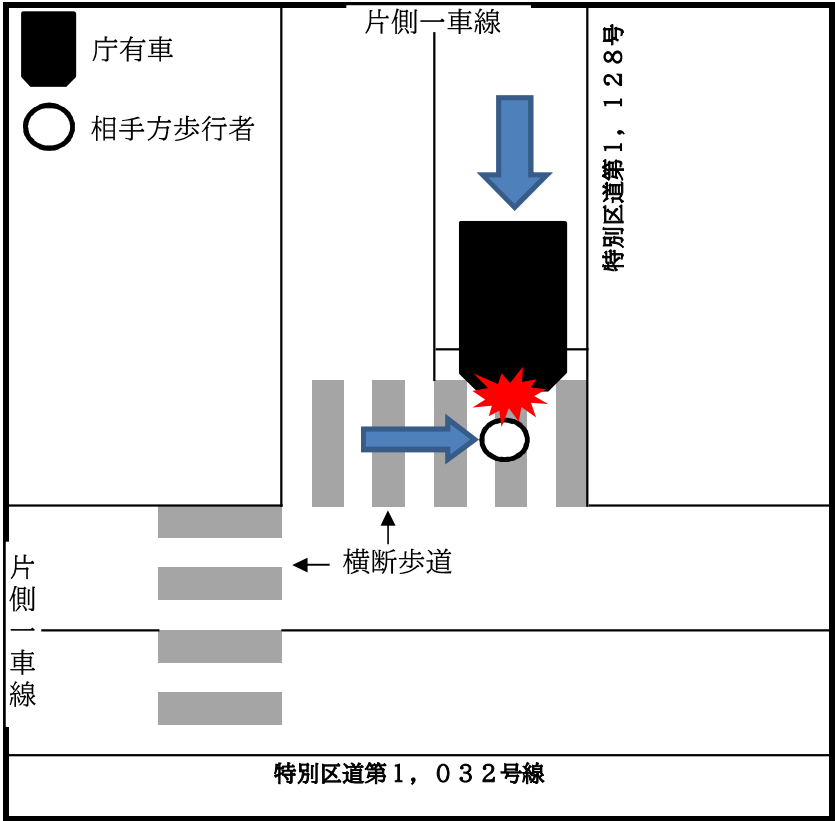
位置図



国土地理院地図（タイル）に事故発生場所等を追記して掲載



拡大図



事故発生場所写真



庁有車 丸枠内は接触部分（損傷なし）
（前面）



（左側面）

